

会則

第一章　名　　称

第一条　　本会は京都市立広沢小学校 P T A(広沢 P T A)と称え、事務所を京都市立広沢小学校内に置く。

第二章　目　　的

第二条　　本会は児童福祉を増進するため、保護者と校長及び教職員とが協力して、学校教育の促進とそれに関連する家庭並びに社会環境の改善に努めることを目的とする。

第三章　方　　針

第三条　　本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第四条　　本会は児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第五条　　本会は自主独立のものであって、他の如何なる団体からも、支配統制干渉を受けない。

第六条　　本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第四章　会　　員

第七条　　本会の会員は京都市立広沢小学校に在籍する児童の保護者並びに同校に勤務する教職員とする。

会員はみな会費（一家庭一會費）を納めることを原則とする。

会費はすべて平等の権利と義務を有する。但し議決権や選挙権は一家庭一票とする。

第五章　役　　員

第八条　　本会の役員は次のとおりとする。

一、会長　　一名

二、副会長　二名

三、庶務　　二名

四、会計　　一名

五、但し、副会長および庶務の人数は必要に応じ変更できることとする。

第九条　　役員（教員の役員を除く）の任期は一年とし再任をさまたげない。

但し二年を超えることはできない。

但し特別の事情がある限り二年を超える再任をさまたげない。

（個人的な事情は含めない）

役員は任期が満了しても新役員就任まではその任務を執行する。

第十条　　一、補欠役員を適宜、数名増員する事ができる。（会長を除く）

二、補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

第十一条

役員の任務は次のとおりである。

- 一、会長は本会の代表者であって、全ての会務を統括し、総会及び各委員会を招集し、議決事項を執行する。また補欠役員及び各委員長を委嘱し各委員会に出席する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
副会長のうち一名をはぐくみ委員とする。
- 三、庶務は総会並びに実行委員会の議事を記録し、会合の通知を発する等のことをする。
- 四、会計は別に定めた会計細則により会計事務をとり五月総会において決算報告をする。

第十二条

役員の選挙は別に定めた役員選挙細則によって行う。

第六章 委員及び委員会

第十三条

本会の委員会は次のとおりである。

- 一、実行委員会
- 二、専門委員会
- 三、地域委員会
- 四、特別委員会
- 五、会計監査委員会
- 六、選挙管理委員会
- 七、役員選考委員会
- 八、IT委員会

第十四条

実行委員会は、本会の役員、専門委員会及び地域委員会の委員長、校長及び教員によって構成される。

第十五条

実行委員会の任務は次のとおりである。

- 一、会長によって委嘱された各種委員会の委員長を承認する。
- 二、各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- 三、総会に提出する報告書を作成する。
- 四、必要ある場合に特別委員会を設ける。
- 五、その他会員より委任された事務を処理する。

第十六条

実行委員会は原則として月一回は開き会長が議長となる。

第十七条

本会には専門委員会として、学級委員会・教養委員会・厚生委員会・広報委員会を置き、別に地域委員会を置く。

第十八条

専門委員会及び地域委員会の委員選出は次のとおりである。

- 一、地域委員は各町二名選出する。但し、各町の実状により会長の承認を得て委員数を増減することができる。
- 二、専門委員（学級・教養・厚生・広報）は各学級毎に、合わせて四名選出し、その互選により、いずれかの委員を担当する。
- 三、教員の実行委員は教職員会員中より三名選出する。
- 四、各委員長は委員の互選とする。

第十九条	各委員会の任務は次のとおりである。
	一、地域委員会は会計を補佐し、児童の校外生活につき調査研究し善導する。
	二、厚生委員会は児童の体位向上・保健衛生・安全等に関する調査研究や計画をし、会員の保健活動及びその啓蒙に協力する。
	三、教養委員会は会員相互の教養を高め教育に対する理解を深めることに努める。
	四、学級委員会は児童福祉増進のため、担任と保護者との連絡を密にし、会員相互の親睦をはかり、本会趣旨の普及徹底につとめる。但し、学級単位の P T A 活動については、必要に応じて専門委員四名が協同してこれにあたる。
	五、広報委員会は P T A 活動及び学校教育を中心とした子供の育成に関する情報の告知・報告を通して、会員の相互理解と活動の活性化につとめる。
第二十条	専門委員会及び地域委員会は事業計画を立て、実行委員会に提出する。
第二十一条	各委員長及び委員は兼任をさけ、任期を一年とする。但し、地域委員から専門委員（またその逆も）の再任はさまたげない。
第二十二条	特定の目的を遂行するために必要あるとき実行委員会は特別委員会を設けることができる。会長は実行委員会にはかって委員長一名及び委員若干名を委嘱する。
第二十三条	特別委員会は実行委員会から委任された特定の事業を行う。但し、その事業を終了した時に解散する。
第二十四条	会計監査委員会は総会において別に定めた細則により選出された三名の委員によって構成する。委員は委員長を互選する。会計監査委員会はその年度の会計を監査し、その報告を年度末の総会で報告する。会計監査委員の任期は一年とする。
第二十五条	各委員会の定足数は次のとおりとし、議案の決定は出席委員の過半数の同意を必要とする。
	一、実行委員会 二分の一
	二、専門委員会 三分の一
	三、地域委員会 三分の一
	四、特別委員会 二分の一
	五、会計監査委員会 三分の二
	六、選挙管理委員会 五分の三
第七章 総会	
第二十六条	総会は定時総会及び臨時総会の二種とする。定時総会は毎年五月と三月に開き、五月の総会では会務の報告・決算、三月の総会では予算・新年度事業計画、規約の変更などの承認を求める。総会では開催については会員の直接参加によるものであるが、やむを得ない事情がある場合は書面及びインターネット等を使った総会を認める。
第二十七条	定時総会を開くには五日前に議事の内容を明示して会員に通知する。
第二十八条	臨時総会は会長が必要と認めた場合、又は会員の十分の一以上の要求があったときを開く。但しこの場合には三日前に議事の内容を明示して会員に通知する。
第二十九条	総会の定足数は会員の五分の一とし委任状を認める。
第三十条	議長はそのつど役員以外から選出する。
第三十一条	議事の議決は出席会員の多数決による。

第八章 会計

- 第三十二条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄附金を以てあてる。会費の額の決定及び収入を目的とする事業の実施については総会において承認を得なければならない。
- 第三十三条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。
- 第三十四条 会計事務の処理は別に定める会計細則による。

第九章 規約改正

- 第三十五条 本規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

第十章 リコール制

- 第三十六条 役員や委員の中に不適任者があるときは、会員の過半数の賛成によりリコールすることができる。
- 第三十七条 役員の任期満了後は永年に渡り他の委員就任等は免除とするが、在任中に疑義が生じ、当該役員を除く他の全本部役員の承認が得られた場合は、この限りではない。

役員選挙細則

- 第一条 本会の役員選挙は、次の方法によって行う。
- 第二条 每年一月末日までに、選挙管理委員会（以下選管委員会）並びに役員選考委員会（以下選考委員会）を設置する。
- 第三条 会長は実行委員会の承認を得て、選管委員五名以内を委嘱し、その氏名を会員に発表する。
- 第四条 選管委員会は委員長を互選し、役員選挙に関する事務を処理する。
- 一、候補者の届出の期間を告示する。
- 二、候補者の届出を受け、候補者を会員に発表する。
- 第五条 会長は実行委員会の承認を得て、選考委員若干名を委嘱し、その氏名を会員に発表する。
- 第六条 選考委員会は委員長を互選し、合議により本部役員候補（副会長・庶務・会計）を指名し、本人の同意を得て、選管委員会に届ける。但し、会長候補は立候補又は、会長（過年度含む）の推薦とし、役員会で承認を受ける。尚、選考事務については、本部役員が補佐する。
- 第七条 役員の候補者は、立候補者と指名候補者の二種とする。
- 一、立候補者自分から立候補したもの。但し、会長への立候補に限り、本会会員十名以上（親族除く）の推薦文書を添えて、本人が選管委員会に届ける。これを受け、役員会にて満場一致での承認を受けた場合にのみ、選挙及び信任投票の権利を有するものとする。
- 二、指名候補者
- 全校区を対象とし、各町から推薦された二名及び各学級（六年生を除く）から推薦された一名の中より選考委員会が指名したもの。
- 第八条 選管委員会は、各役職別候補者選出に対して、対立候補者がある場合は選挙を行い、ない場合は信任投票を行う。
- 第九条 選管委員会・選考委員会は、新役員確定後解散する。
- 第十条 新役員は四月一日より就任する。
- 第十一条 この細則を改定しようとする時は、役員会での決定を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

会計監査委員選挙細則

- 第一条 会計監査の選挙は役員選挙細則に準ずる。
- 第二条 この細則を改定しようとする時は、役員会での決定を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

会計細則

- 第一条 本会の会計事務はこの細則によって処理する。
- 第二条 会計は次の書類、帳簿を備付け之に金銭の収入その他事項を記帳する。
予算書、各費目別収支明細書（予算差引簿）、現金出納簿、預金通帳、支払請求書綴、会計報告書綴、備品台帳、寄附台帳、会費徴収簿等。
- 第三条 会計は毎学期末に帳簿を締切り監査を受ける。
- 第四条 予算案は各委員会の見積書に基づいて実行委員会が作成し、総会において審議決定する。予算書は会員に配布しなければならない。
- 第五条 事業遂行のため金銭を支出する場合には、当該事業を担当する委員会の委員長が、会長の承認を得て、会計より支出する。
- 第六条 会計は年度末において決算書を作成し遅滞なく監査を受ける。決算書は五月総会に提出して承認を受け、会員に配布する。
- 第七条 諸帳簿の保管は五年とする。
- 第八条 この細則を改定しようとする時は、役員会での決定を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

附 則

本規約及び会計細則は昭和四十九年四月一日より実施する。

役員選挙細則及び会計監査委員選挙細則は昭和四十九年十二月十一日より実施する。

昭和五十六年十二月十八日	規約、細則一部改正
昭和六十年五月十七日	会計細則一部改正
昭和六十三年二月十三日	規約、細則一部改正
平成四年十二月十一日	役員選挙細則一部改正
平成十四年五月二十九日	規約一部改正
平成十五年四月一日より施行	
平成十七年五月二十六日	会計細則一部改正
平成二十二年五月総会	規約一部改正
平成二十八年五月総会	規約一部改正（第八条）
平成二十九年五月総会	規約一部改正（第三七条）
平成三十年五月総会	役員選挙細則一部改正（第三条）
令和三年三月総会	役員選挙細則一部改正（第六・七条）
	規約一部改正（第二六条）

広沢 PTA 慶弔費ならびに謝恩費に関する内規

第一章 慶弔費に関する内規

広沢小学校 PTA 会員、学校教職員ならびにその家族および在籍する児童に左記事項が生じた場合の内規を次のとおりとする。

付記 一 家族とは配偶者、両親、子どもとする。

第一条 父母会員

会員死亡の場合 金壱万円と、しきび又は花をおくり、実行委員、当該学年委員に通知する。

付記 一 通夜、告別式共に本会役員代表が参列する。

第二条 学校教職員会員

本人の場合

結婚 一 金壱万円

出産 一 金壱万円

病気 一 金壱万円（二週間以上長欠の場合）

死亡 一 金壱万円と、しきび又は花をおくり全会員に通知する。

付記 一 通夜、告別式共に本会役員代表が参列する。

家族死亡の場合 金壱万円と、しきび又は花をおくり、実行委員、当該学年委員に通知する。

付記 一 告別式に限り本会役員代表が参列する。但し遠距離の場合はこの限りにあらず。

第三条 児童

児童死亡の場合 金壱万円と、しきび又は花をおくり、実行委員、当該学年委員に通知する。

付記 一 通夜、告別式共に本会役員代表が参列する。

児童病気の場合（一ヶ月以上欠席）金壱万円の見舞金をおくる。

付記 一 当該学年委員が見舞いに当る。

第二章 学校教職員への謝恩に関する内規

第三章 その他

第四条 慶弔のとりあつかいについては本人もしくはその家族、または教職員、学級委員を通して役員に連絡がなかった場合、欠礼を生じても責任はないものとする。

第五条 特別の事態が生じた場合は、本会役員会において協議決定する。

第六条 本内規は、昭和五十年四月一日より実施する。